
プロジェクト	ISSB 公開草案「『SASB スタンダード』の修正案」及び「『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」への対応
項目	第 56 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 56 回サステナビリティ基準委員会（2025 年 8 月 18 日開催）における、審議事項(1)の ISSB 公開草案「『SASB スタンダード』の修正案」及び「『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」への対応について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 聞かれた意見

論点① ISSB の産業別ガイダンス及び「SASB スタンダード」の位置付けについての考え方に対する意見

（ISSB の産業別ガイダンスに対する意見）

2. 国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）が、今後、産業別ガイダンスをどのような内容でどのように位置付けていくかが定まっていない状況において、今後も「SASB スタンダード」の修正が繰り返される場合、修正に対応するための負担に対して得られる便益が限定的となると考えられる。このため、産業別ガイダンスがどうあるべきかという根本的な点について、コメント・レターにおいて強調して意見発信すべきである。
3. 「SASB スタンダード」は、ISSB 基準において参照し、考慮することが要求されるガイダンスとしての位置付けにとどまるものの、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別及び開示を行う際に参照すべき情報源として利用されることから、本修正案については十分な議論を行う必要があると考える。
4. 本修正案により、従来「SASB スタンダード」における課題として認識されていた点、すなわち、機会及び人的資本に関する指標の不足、産業ごとの微妙な差異の存在、米国固有の認証制度等への言及などについて、一定程度の改善が図られている部分もあると考える。このため、こうした修正を優先産業にとどめずに、他の産業にも拡張させた方がよいのではないかと考える。

5. ISSB の限られたリソースの中で、ISSB 基準を構成することとなる産業別ガイダンスの開発を優先すべきであるという点に同意する。「SASB スタンダード」について、対象産業を絞った修正が今後も繰り返される場合、ISSB 基準を構成することとなる産業別ガイダンスの開発が遅れるのではないかという懸念がある。
6. 事務局の分析で示されている「ISSB 基準を構成することになる産業別ガイダンスの開発を優先すべきである」という点について、「SASB スタンダード」に代えて適用すべき産業別ガイダンスを ISSB が開発すべきであるという趣旨なのか、それとも「IFRS S2 号『気候関連開示』の適用に関する産業別ガイダンス」の改善を優先すべきであるという趣旨か、確認したい。
7. ISSB は、産業別ガイダンスの開発に加えて、記述情報の充実のために、開示におけるベスト・プラクティスの紹介等、運用面の支援にもリソースを投入していくことが必要ではないか。

(産業分類に対する意見)

8. 産業分類は、投資家に提供される情報の観点から非常に重要な要素と考えている。「SASB スタンダード」の産業分類を投資家がどれだけ使用しているのかは疑問である。財務情報との接続性の面でも課題がある。
9. 「SASB スタンダード」の産業分類について、抜本的に見直す場合は大掛かりな作業となるが、産業分類に追加すべきと考えられる産業を指摘するなど、現行の産業分類に対する課題についてコメント・レターで指摘していくことが重要である。
10. 「SASB スタンダード」の産業分類は、例えば、「石油及びガス」については産業分類の粒度が過度に細かく、「飲料」については「酒類」かそれ以外かに分類を分けているものの、各産業に共通するサステナビリティ関連のリスク及び機会が存在すると考えられる。利用者が通常使用しているセクター区分に照らして違和感がある部分があり、産業分類を集約することなどを検討すべきと考えられる。

(修正案の根拠に対する意見)

11. 「SASB スタンダード」の使い勝手を向上させるという本修正案の方向性には賛同できるが、一方で、修正を行うにあたっては、合理的で納得感のある根拠に基づき検討が進められることが重要であると考えます。
12. 本修正案には、例えば、「加工食品」産業におけるサプライ・チェーン管理に関する

開示トピックを「環境サプライ・チェーン管理」と「社会サプライ・チェーン管理」に区分し精緻化することや、「金属及び鉱業」産業並びに「石油及びガス—探査及び生産」産業において「紛争地域における事業」の開示トピックを追加し明確化することなどが含まれている。これにより、財務的影響との関連性が明確になり、IFRS S1号に基づく開示の質をより高めることが期待されるため、基本的には賛同する。ただし、事務局が指摘するように、修正案の根拠の明確化や、一部の開示トピックのみを的を絞った修正の対象としている点などについては、コメント・レターを通じて意見発信していくことが重要であると考えます。

13. 本修正案では、修正の理由として「意思決定有用性」について言及しているが、具体的に意思決定有用性のどの要素が向上するのかについての説明が不足していると考えます。

（「SASB スタンダード」の構造に対する意見）

14. 複数のセクター又は産業に共通している開示トピック等は、セクター又は産業に共通するものとした上で、微妙な差異がある場合には、追加的な情報を付加するという方法で対応する方が、関係者は利用しやすいのではないかと考えます。
15. 基本的な用語の統一、産業共通の開示トピック等の設定などによって、複数の産業に関連するサステナビリティ関連財務開示の作成が効率化されることが期待される。
16. 作成者にとって、どの産業の「SASB スタンダード」を適用すべきかを判断することは、非常に困難である。この産業分類に関する課題の解決策の1つとして、「欧州サステナビリティ報告基準」（ESRS）と同様に、全産業に共通するトピックは可能な限り産業横断的なものとして整理し、産業分類自体の重要性を相対的に低下させることが考えられる。
17. 「SASB スタンダード」は、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とされているため、作成者の判断によっては適用されない場合もあり得る。このような位置付けの「SASB スタンダード」が、必要以上にボリュームが多く、重複している場合、作成者にとっては負担となる。また、作成者の判断により開示されず、企業間の比較可能性が欠如している場合には、利用者にとっても負担がかかると考えられる。このため、重複している部分は集約するなど、利害関係者が効率的に対応できるような基準の体系とすることが重要であると考えます。

18. 我が国にはコングロマリット企業等が多く存在しており、当該企業が多数の産業に関する開示を行う場合には、「SASB スタンダード」の適用が煩雑となる可能性がある。

論点② 他の基準及びフレームワークとの相互運用可能性に対する意見

19. 本修正案は、「GRI スタンダード」との相互運用可能性を改善するにあたり、作成者の負担軽減を目的として、指標の定量情報等に限定して変更を提案するものであると理解している。一方で、「GRI スタンダード」とのアライアンスを強調するあまり、「SASB スタンダード」における既存の開示トピックを変更するようなことがあれば本末転倒になると考える。
20. 「SASB スタンダード」と他の基準及びフレームワークとでは、本質的な違いがある。例えば、「考慮しなければならない」又は「考慮することができる」といった情報源としての位置付け、制度開示と任意開示の違い、さらにダブル・マテリアリティとファイナンシャル・マテリアリティの違いなどである。これらの違いにより関係者に混乱が生じる可能性があることが懸念される。今後、他の基準等が改訂された場合の対応も想定し、ISSB が相互運用可能性を検討する対象をどのように考えていくのかについて明確にすべきという点を強く意見発信すべきである。
21. 他の基準及びフレームワークとの相互運用可能性の追求によって、ISSB 基準におけるファイナンシャル・マテリアリティの性格が変質するわけではないことを、改めて確認したい。
22. 他の基準及びフレームワークとの相互運用可能性及び整合性を追求する目的での「SASB スタンダード」の修正の内容について、事務局の分析に基づく「指標の追加」又は「指標を記述する表現の修正」の分類の他に、産業横断的な対応を目的とした修正と産業固有の対応を目的とした修正という観点からも分析は可能と考えられる。本修正案の内容について、こうした観点からの分析も行う予定があるのかを確認したい。
23. 既に「GRI スタンダード」等に基づき開示を行っている企業が存在することを踏まえると、企業の負担軽減の観点から相互運用可能性の改善は望ましい。ただし、「GRI スタンダード」と ISSB 基準ではマテリアリティの考え方が異なることから、ISSB としてあるべきと考える開示トピックを十分に検討した上で、その目的と合致する場合に限り、相互運用可能性の観点から「GRI スタンダード」等の内容を取り込むべきであるという点を指摘すべきであると考ええる。

24. 一般論として、ISSB 基準と他の基準等との相互運用可能性の改善を追求することは適切であると考ええる。一方で、両者の間でマテリアリティの考え方に違いがあることや、例えば、自然関連財務開示に関するタスクフォース（TNFD）の提言においてグローバル中核指標として示されている項目が「SASB スタンダード」には含まれていない点などを踏まえると、本修正案の具体的な根拠、すなわち、何について、どのように相互運用可能性を高めるために追加又は修正を行うのか、あるいは追加又は修正を行わないのかという点を明確にする必要があると考ええる。
25. 本修正案は、基本的には、指標の定義の整合や包括的な定義を通じて開示の効率化を図るような提案が中心であると理解しており、これにより ISSB 基準におけるマテリアリティの考え方が変わるものではないと理解している。利用者の中には「GRI スタンダード」を参考に評価体系を構築している場合もあると聞いているため、可能な限り定義等が統一されていくこと自体は望ましいと考える。

論点③ 生物多様性、生態系及び生態系サービス（BEES）及び人的資本に関連する情報に対する意見

26. BEES 並びに人的資本に関するリサーチ・プロジェクトは進行中であるため、「SASB スタンダード」の修正に際して、これらに関連する開示トピック及び指標をどこまで含めるのかについては、検討を要する課題があると考ええる。
27. 既存の「SASB スタンダード」においては、一部の産業について、従業員エンゲージメント等の関連する指標が含まれている。利用者としては、このような指標を活用していくのが有用であると考ええる。
28. 「SASB スタンダード」が ISSB 基準の適用にあたって「考慮しなければならない」情報源とされていること、また、BEES 及び人的資本に関するリサーチ・プロジェクトが現在進行中であることを踏まえると、「SASB スタンダード」において BEES 及び人的資本の開示トピック及び指標の修正を進めることは、現時点では時期尚早と考えられる。
29. 「SASB スタンダード」の修正範囲に BEES 及び人的資本に関連する情報を含める場合、今後進展するリサーチ・プロジェクトの結果によっては、今回の「SASB スタンダード」の修正内容と相違する可能性がある。このような場合にはリサーチ・プロジェクトの結果と整合させるため、「SASB スタンダード」を再度修正することが考えられる。したがって、ISSB には、このような可能性があることを示した上で、本

修正案の内容が既成事実化されることのないよう、予め伝えておくことが重要ではないか。

30. BEES 及び人的資本に関する基準の開発を優先すべきであると考える一方で、ISSB のリソースを踏まえると、この基準開発が早期に進展することは難しいとも考えられる。サステナビリティ関連の開示自体をより適切なものに改善していくという観点からは、「SASB スタンダード」の修正を先行して行うことも選択肢の1つと考えられ、この両者のバランスを取ることが重要であると考えられる。
31. 「SASB スタンダード」の修正を先行させることについては慎重に対応したほうがよいと考えている。BEES 及び人的資本に関する基準開発が完了した段階で、改めて「SASB スタンダード」を修正することは、適用企業にとって望ましい状況ではないと考える。したがって、「SASB スタンダード」の修正を先行させる場合には、少なくとも、何について、どのような理由で修正を行うのか、あるいは修正を行わないのかといった点を明確にすることが前提条件になると考えられる。
32. 「SASB スタンダード」の修正を先行させることには一定のメリットがあるかもしれないが、ISSB が進めるべきプロセスとしては、基準開発を優先させるべきであると考ええる。

その他

33. 各産業に固有の内容について、サステナビリティ基準委員会において詳細に分析し、コメントすることには限界があると考えられる。また、優先産業に関連がある我が国の企業が本修正案に対して必要に応じて意見発信を行うことができるように、周知を図ることも重要であると考ええる。

以 上